

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和6年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
349/3	1項	新線構築物	H21.4.1以降	5年間	1/3			
	1項	新線構築物	H21.4.1以降	その後5年間	2/3			
	1項但書	新線立体交差化施設	H21.4.1以降	5年間	1/6			
	1項但書	新線立体交差化施設	H21.4.1以降	その後期限なし	1/3			
	旧2項但書	新線立体交差化施設	H16.4.1～H21.3.31	その後期限なし	1/3	H21改正法8③		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	H15.4.1～H16.3.31	その後期限なし	1/3	H16改正法10⑥		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	S62.4.1～H15.3.31	その後期限なし	1/3	H15改正法11⑥		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	S62.3.31以前	その後期限なし	1/3	S61改正法3③		
	2項	ガス事業用資産	H29.4.1以降	5年間	1/3			
	2項	ガス事業用資産	H29.4.1以降	その後5年間	2/3			
	旧3項	ガス事業用資産	S64.1.2～H29.3.31	その後5年間	2/3	H27電気改正法78①	R9年度まで	
	3項	農業協同組合等共同利用設備		3年間	1/2			
	旧4項	農業協同組合等共同利用設備		3年間	1/2	R2改正法14⑤		
	4項	外航船舶		期限なし	1/6			
	4項	準外航船舶		期限なし	1/4			
	5項	内航船舶		期限なし	1/2			
	6項	離島航路事業用内航船舶（349条の3⑥との運乗後）		期限なし	1/6			
	7項	国際路線用航空機		期限なし	1/5			
	7項	国際路線専用航空機		期限なし	1/10			
	7項	準国際路線専用航空機		期限なし	2/15			
	8項	離島路線用航空機	H5.1.2以降	3年間	1/3			
	8項	離島路線用航空機	H5.1.2以降	その後3年間	2/3			
	8項	小型離島航空機		期限なし	1/4			
	9項	日本放送協会		期限なし	1/2			
	10項	日本原子力開発機構		5年間	1/3			
	10項	日本原子力開発機構		その後5年間	2/3			
	12項	新幹線鉄軌道用資産		5年間	1/6			
	12項	新幹線鉄軌道用資産		その後5年間	1/3			
	13項	青函・本四鉄道施設		期限なし	1/6			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線構築物		5年間	1/18			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線構築物		その後5年間	1/9			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		5年間	1/36			
	13項	青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		その後期限なし	1/18			
	13項	青函・本四鉄道施設 変・送電用資産	H18.4.1以降	5年間	1/10			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 水資源機構	H13.4.1以降	5年間	2/3			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 水資源機構	H13.4.1以降	その後5年間	5/6			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 河川事業	H13.4.1以降	5年間	1/6			
	14項	河川事業鉄軌道用資産 河川事業	H13.4.1以降	その後5年間	1/3			
	15項	宇宙航空研究開発機構		5年間	1/3			
	15項	宇宙航空研究開発機構		その後5年間	2/3			
	16項	海洋研究開発機構	H11.1.2以降	5年間	1/3			
	16項	海洋研究開発機構	H11.1.2以降	その後5年間	2/3			
	17項	水資源機構	S53.1.2以降	5年間	1/2			
	17項	水資源機構	S53.1.2以降	その後5年間	3/4			
	18項	特定地方交通線	S62.4.1以降	期限なし	1/4			
	18項	特定地方交通線 新線構築物	S62.4.1以降	5年間	1/12			
	18項	特定地方交通線 新線構築物	S62.4.1以降	その後5年間	1/6			
	18項	特定地方交通線 新線立体交差化施設	S62.4.1以降	5年間	1/24			
	18項	特定地方交通線 新線立体交差化施設	S62.4.1以降	その後期限なし	1/12			
	18項	特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	H13.4.1以降	5年間	1/6			
	18項	特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	H13.4.1以降	その後5年間	5/24			
	18項	特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	5年間	1/24			
	18項	特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	その後5年間	1/12			
	18項	特定地方交通線 変・送電用資産	H18.4.1以降	5年間	3/20			
	旧23項	特定地方交通線	S62.3.31以前	期限なし	1/4	S61改正法3⑩		
	19項	新エネルギー・産業技術総合開発機構	H5.1.2以降	5年間	1/3			
	19項	新エネルギー・産業技術総合開発機構	H5.1.2以降	その後5年間	2/3			
	20項	科学技術振興機構	H11.1.2以降	5年間	1/2			
	22項	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社		期限なし	1/2			
	23項	信用協同組合等		期限なし	3/5			
	24項	変・送電用資産（鉄軌道事業用・変電所）	H18.4.1以降	5年間	3/5			
	25項	中部国際空港		期限なし	1/2			
	26項	外国貿易用コンテナ		期限なし	4/5			
	27項	家庭の保育事業		期限なし	1/2（参酌）			わがまち
	28項	居宅訪問型保育事業		期限なし	1/2（参酌）			わがまち
	29項	事業所内保育事業		期限なし	1/2（参酌）			わがまち
	30項	認定生活困窮者就労訓練事業		期限なし	1/2			
	31項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		5年間	1/3			
	31項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		その後5年間	2/3			
	旧32項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）		5年間	1/2	H27改正法17②		
	32項	量子科学技術研究開発機構		5年間	1/3			
	32項	量子科学技術研究開発機構		その後5年間	2/3			
	33項	世界遺産		期限なし	1/3			
	旧1項	送電用資産（電気事業用）	H10.1.2～R2.3.31	5年間	1/3	R2改正法14④	R7年度まで	
	旧1項	送電用資産（電気事業用）	H10.1.2～R2.3.31	その後5年間	2/3	R2改正法14④	R12年度まで	
	旧1項	変電所（電気事業用）	H14.4.1～R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14④	R7年度まで	
	旧1項	変電所（電気事業用）	H14.4.1～R2.3.31	その後5年間	3/4	R2改正法14④	R12年度まで	
	旧2項	ガス事業用資産	R4.4.1～R7.3.31	5年間	2/3	R4改正法13②	R12年度まで	
	旧2項	ガス事業用資産	R4.4.1～R7.3.31	その後5年間	5/6	R4改正法13②	R17年度まで	
	旧13項	立体交差化施設	S44.1.2～S45.1.1	期限なし	—	S46改正法9③		
	旧13項	立体交差化施設	S44.1.1以前	期限なし	—	S45改正法6③		
	旧18項	熱供給事業用資産	H28.3.31以前	その後5年間	2/3	H27電気改正法78⑦	R8年度まで	

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和6年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
349/3	18項	熱供給事業用資産	第3号施行日～指定市町村区域調整開始日の前日まで	5年間	1/3	H27電気改正法78⑦	R8年度まで	
	18項	熱供給事業用資産	第4号施行日～指定市町村区域調整開始日の前日まで	その後5年間	2/3	H27電気改正法78⑦		
	19項	地下道又は跨線道路橋	S46.1.1以前	期限なし	1/2	S47改正法8③		
	21項但書	車庫構築物・立体交差化施設	H17.3.31以前	その後期限なし	1/3	H17改正法7⑦		
	27項	生物系特定産業技術研究推進機構	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤		
	27項	生物系特定産業技術研究推進機構	H7.1.1以前	期限なし	1/3	H7改正法6⑤		
	24項	特定鉄道路線構築物	H28.3.31以前	その後5年間	1/2	H28改正法18②		
	25項	日本電気計器検定所	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④		
	28項	日本電気計器検定所	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨		
	30項	日本電気計器検定所	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤		
	26項	日本消防検定協会	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④		
	29項	日本消防検定協会	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨		
	31項	日本消防検定協会	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤		
	27項	小型船舶検査機構	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④		
	30項	小型船舶検査機構	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨		
	32項	小型船舶検査機構	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤		
	28項	軽自動車検査協会	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④		
	31項	軽自動車検査協会	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨		
	33項	軽自動車検査協会	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤		
	31項	社会保険診療報酬支払基金	H19.4.1～H23.6.30	期限なし	1/3	H23改正法7⑥		
	39項	社会保険診療報酬支払基金	H15.10.1～19.3.31	期限なし	1/6	H17改正法7⑨		
	32項	高圧ガス保安協会	H18.4.1～H19.3.31	期限なし	1/2	H19改正法6②		
	36項	高圧ガス保安協会	H13.4.1～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨		
	36項	高圧ガス保安協会	H10.1.2～H13.3.31	期限なし	1/6	H13改正法8⑧		
	32項	自動車安全運転センター	H19.4.1～H23.6.30	期限なし	1/3	H23改正法7⑦		
	40項	自動車安全運転センター	H15.10.1～19.3.31	期限なし	1/6	H17改正法7⑩		
	33項	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	H23.6.30以前	期限なし	1/2	H23改正法7⑧		
	34項	有線放送電話業務用資産	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	2/3	H20改正法10⑤		
	35項	有線放送電話業務用資産	H16.4.1～H18.3.31	期限なし	1/2	H18改正法13⑩		
	39項	有線放送電話業務用資産	H14.1.2～H16.3.31	期限なし	1/6	H16改正法10⑫		
349/3/4		被災代替償却資産（他の特例との連乗前）	H28.4.1以降	4年間	1/2			
附則15	1項2号	附属の機械設備	R6.4.1～R8.3.31	5年間	3/4		R13年度まで	わがまち
	1項2号	附属の機械設備（物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するもの）	R6.4.1～R8.3.31	5年間	1/2		R13年度まで	
	1項2号	附属の機械設備	R4.4.1～R6.3.31	5年間	3/4	R6改正法20②	R11年度まで	
	1項2号	附属の機械設備	R2.4.1～R4.3.31	5年間	3/4	R4改正法13④	R9年度まで	
	1項2号	附属の機械設備	H28.10.1～R2.3.31	5年間	3/4	R2改正法14⑦	R7年度まで	
	1項3号	貨物運送設備	H28.10.1～R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14⑦	R7年度まで	
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2（参酌）			
	2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2			
	2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	2/3			
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/3			
	2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	4/5（参酌）			
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R6改正法20③		
	2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/2	R6改正法20③		
	2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	2/3	R6改正法20③		
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設（焼石綿等又は石棉含有産業廃棄物の処理施設）	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/2	R6改正法20③		
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/3	R6改正法20③		
	2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	4/5（参酌）	R6改正法20③		
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R4改正法13④		
	2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2	R4改正法13④		
	2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	2/3	R4改正法13④		
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設（焼石綿等又は石棉含有産業廃棄物の処理施設）	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2	R4改正法13④		
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/3	R4改正法13④		
	2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	3/4（参酌）	R4改正法13④		
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R2改正法14⑧		
	2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R2改正法14⑧		
	2項3号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14⑧		
	2項4号	公共の危害防止施設等 最終処分場	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	2/3	R2改正法14⑧		
	2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設（焼石綿等又は石棉含有産業廃棄物の処理施設）	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14⑧		
	2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/3	R2改正法14⑧		
	2項6号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	3/4（参酌）	R2改正法14⑧		
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/3（参酌）	H30改正法20②		
	2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H30改正法20②		
	2項3号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（フッ素）	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H30改正法20②		
	2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/2	H30改正法20②		
	2項5号	公共の危害防止施設等 最終処分場	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	2/3	H30改正法20②		
	2項6号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	H26.4.1～H30.3.31	期限なし	1/3	H30改正法20②		
	2項7号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H24.4.1～H30.3.31	期限なし	3/4（参酌）	H30改正法20②		
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H26.4.1～H28.3.31	期限なし	1/3（参酌）	H28改正法18④		
	2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	H26.4.1～H28.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H28改正法18④		
	2項3号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（フッ素）	H26.4.1～H28.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H28改正法18④		
	2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H26.4.1～H28.3.31	期限なし	1/2	H28改正法18④		
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/3	H26改正法12③		
	2項2号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（テトラクロロエチレン）	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12③		
	2項3号	公共の危害防止施設等 ドライクリーニング機（フッ素）	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12③		
	2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12③		
	2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/3	H26改正法12③		
	2項2号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H22.4.1～H24.3.31	期限なし	1/3	H24改正法8③		
	2項3号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H22.4.1～H24.3.31	期限なし	1/2	H24改正法8③		
	2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H22.4.1～H24.3.31	期限なし	3/4	H24改正法8③		

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和6年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附則15	旧3項	公共の危害防止施設等	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	1／6	H22改正法11③		
	旧3項1号	公共の危害防止施設等 鉱さい等	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	1／3	H22改正法11③		
	旧3項4号	公共の危害防止施設等 指定物質抑制	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	1／3	H22改正法11③		
	旧3項5号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	1／2	H22改正法11③		
	旧3項6号	公共の危害防止施設等 産廃、廃PCB	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	1／3	H22改正法11③		
	旧3項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	3／4	H22改正法11③		
	旧3項8号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	2／3	H22改正法11③		
	旧3項9号	公共の危害防止施設等 ダイオキシン処理	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	1／2	H22改正法11③		
	旧3項	公共の危害防止施設等	H20.3.31以前	期限なし	1／6	H20改正法10⑥		
	旧3項4号	公共の危害防止施設等 指定物質抑制	H20.3.31以前	期限なし	1／3	H20改正法10⑥		
	旧3項5号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H20.3.31以前	期限なし	1／2	H20改正法10⑥		
	旧3項6号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理	H20.3.31以前	期限なし	1／3	H20改正法10⑥		
	旧3項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H20.3.31以前	期限なし	2／3	H20改正法10⑥		
	旧3項8号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H20.3.31以前	期限なし	2／3	H20改正法10⑥		
	旧3項9号	公共の危害防止施設等 ダイオキシン処理	H20.3.31以前	期限なし	1／3	H20改正法10⑥		
	旧5項	公共の危害防止施設等	H17.3.31以前	期限なし	1／6	H17改正法7⑫		
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H17.3.31以前	期限なし	1／2	H17改正法7⑫		
	旧5項	公共の危害防止施設等	H16.3.31以前	期限なし	1／6	H16改正法10⑮		
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H16.3.31以前	期限なし	1／3	H16改正法10⑮		
	旧5項	公共の危害防止施設等	H14.3.31以前	期限なし	1／6	H14改正法5⑫		
	旧5項6号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H14.3.31以前	期限なし	1／3	H14改正法5⑫		
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H14.3.31以前	期限なし	2／3	H14改正法5⑫		
	旧5項	公共の危害防止施設等	H11.3.31以前	期限なし	1／6	H11改正法8⑨		
	3項1号	国内路線用航空機（地方路線）	H27.1.2～R7.1.1	5年間	2／5		R11年度まで	
	3項2号	国内路線用小型航空機（特定地方路線）	H27.1.2～R7.1.1	5年間	1／4		R11年度まで	
	3項2号	国内路線用航空機（特定地方路線）	H27.1.2～R7.1.1	1年間	3／8		R7年度まで	
	3項2号	国内路線用航空機（特定地方路線）	H27.1.2～R7.1.1	2～4年間	2／5		R11年度まで	
	3項3号	国内路線用航空機	H27.1.2～R7.1.1	3年間	2／3		R9年度まで	
	4項	沖縄電力株式会社		S57年度～R8年度まで	2／3		R8年度まで	
	5項	大規模地震防災応急対策用資産（地対法等指定地域）	R24.1～R8.3.31	3年間	2／3		R11年度まで	
	6項	日本貨物鉄道株式会社の新造車両	R4.4.1～R8.3.31	5年間	2／3		R13年度まで	
	旧7項	日本貨物鉄道株式会社の新造車両	H22.4.1～R4.3.31	5年間	3／5	R4改正法13⑤	R9年度まで	
	7項	低公害車燃料等供給施設	R5.4.1～R7.3.31	3年間	5／6		R10年度まで	
	7項	低公害車燃料等供給施設（大規模施設）	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1／2		R10年度まで	
	旧8項	低公害車燃料等供給施設	H31.4.1～R5.3.31	3年間	3／4	R5改正法16⑤	R8年度まで	
	8項	国際船舶		海事産業の基盤強化のための海上運送法改正法施行日の翌年度～R8年度	1／18		R8年度まで	
	8項	国際船舶（認定特定船舶導入計画により取得した特定船舶）		海事産業の基盤強化のための海上運送法改正法施行日の翌年度～R8年度	1／36		R8年度まで	
	9項	特定鉄道事業	H9.4.1～R13.3.31	20年間	1／2		R33年度まで	
	9項	特定鉄道事業 新線構築物	H9.4.1～R13.3.31	5年間	1／6		R18年度まで	
	9項	特定鉄道事業 新線構築物	H9.4.1～R13.3.31	その後5年間	1／3		R23年度まで	
	9項	特定鉄道事業 立体交差化施設	H9.4.1～R13.3.31	5年間	1／12		R18年度まで	
	9項	特定鉄道事業 立体交差化施設	H9.4.1～R13.3.31	その後15年間	1／6		R33年度まで	
	9項	特定鉄道事業 水資源機構鉄軌道用資産	H9.4.1～R13.3.31	5年間	1／3		R18年度まで	
	9項	特定鉄道事業 水資源機構鉄軌道用資産	H9.4.1～R13.3.31	その後5年間	5／12		R23年度まで	
	9項	特定鉄道事業 河川事業鉄軌道用資産	H9.4.1～R13.3.31	5年間	1／12		R18年度まで	
	9項	特定鉄道事業 河川事業鉄軌道用資産	H9.4.1～R13.3.31	その後5年間	1／6		R23年度まで	
	9項	特定鉄道事業 変電所	H9.4.1～R13.3.31	5年間	3／10		R18年度まで	
	10項	車両運行安全性向上設備	H23.7.1～R7.3.31	5年間	1／3		R12年度まで	
	11項	低床車両	H23.7.1～R7.3.31	5年間	1／3		R12年度まで	
	12項	新造改良車両	H31.4.1～R7.3.31	5年間	2／3		R12年度まで	
	12項	新造改良車両（省令で定める小規模鉄軌道事業者）	H31.4.1～R7.3.31	5年間	3／5		R12年度まで	
	旧16項	新造車両	H23.7.1～H31.3.31	5年間	2／3	H31改正法16④	R6年度まで	
	旧16項	新造車両（省令で定める小規模鉄軌道事業者）	H23.7.1～H31.3.31	5年間	3／5	H31改正法16④	R6年度まで	
	旧17項	新造車両（総合効率化事業者）	H28.10.1～R2.3.31	5年間	3／5	R2改正法14⑩	R7年度まで	
	13項	PFI公共施設	H17.4.1～R7.3.31	期限なし	1／2			
	14項	都市再生における公共施設等	R5.4.1～R8.3.31	5年間	3／5（参酌）		R13年度まで	わがまち
	旧15項	都市再生における公共施設等	H27.4.1～R5.3.31	5年間	3／5（参酌）	R5改正法16⑥	R10年度まで	わがまち
	14項但書	都市再生における公共施設等（特定都市再生緊急整備地域）	R5.4.1～R8.3.31	5年間	1／2（参酌）		R13年度まで	わがまち
	旧15項但書	都市再生における公共施設等（特定都市再生緊急整備地域）	H27.4.1～R5.3.31	5年間	1／2（参酌）	R5改正法16⑥	R10年度まで	わがまち
	15項	都市鉄道利便増進施設	R3.4.1～R7.3.31	5年間	2／3		R12年度まで	
	旧20項	都市鉄道利便増進施設	H17.8.1～R3.3.31	5年間	2／3	R3改正法12⑤	R8年度まで	
	16項	外資埠頭公社の民営化に係る承継特例		10年間	1／2			
	16項	外資埠頭公社の民営化に係る承継特例（承継資産）		10年間	3／5			
	17項	鉄道事業再構築事業	R5.4.1～R7.3.31	5年間	1／4		R12年度まで	
	旧18項	鉄道事業再構築事業	H20.10.1～R5.3.31	5年間	1／4	R5改正法16⑦	R10年度まで	
	18項1号	バイオ燃料製造設備（木竹）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	3／4		R11年度まで	
	18項2号	バイオ燃料製造設備（エタノールその他）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2／3		R11年度まで	
	18項3号	バイオ燃料製造設備（水素その他）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	1／2		R11年度まで	
	旧18項	バイオ燃料製造設備	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2／3	R6改正法20④	R9年度まで	
	旧18項	バイオ燃料製造設備（総務省令で定めるもの）	R2.4.1～R4.3.31	3年間	1／2	R6改正法20④	R7年度まで	
	20項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（国際戦略港湾）	R2.4.1～R7.3.31	10年間	1／2		R17年度まで	
	20項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（特定国際拠点港湾）	R2.4.1～R7.3.31	10年間	2／3		R17年度まで	
	旧28項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（国際戦略港湾）	H23.12.15～R2.3.31	10年間	1／2	R2改正法14⑬	R13年度まで	
	旧28項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（特定国際拠点港湾）	H23.12.15～R2.3.31	10年間	2／3	R2改正法14⑬	R13年度まで	
	21項	津波対策に資する港湾施設等	H28.4.1～R10.3.31	4年間	1／2（参酌）		R14年度まで	わがまち
	21項	津波対策に資する港湾施設等（大臣（知事）配分資産）	H28.4.1～R10.3.31	4年間	1／2		R14年度まで	
	23項1号	津波避難施設等（指定避難用償却資産）	H30.4.1～R3.3.31	5年間	2／3（参酌）		R8年度まで	わがまち
	23項1号	津波避難施設等（指定避難用償却資産のうち、大臣（知事）配分資産）	H30.4.1～R3.3.31	5年間	2／3		R8年度まで	
	23項2号	津波避難施設等（協定避難用償却資産）	H30.4.1～R3.3.31	5年間	1／2（参酌）		R8年度まで	わがまち
	23項2号	津波避難施設等（協定避難用償却資産のうち、大臣（知事）配分資産）	H30.4.1～R3.3.31	5年間	1／2		R8年度まで	
	24項	移動等円滑化のための設備	H24.4.1～R7.3.31	5年間	2／3		R12年度まで	

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和6年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附則15	25項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（第2号を除く）（10,000kw以上20,000kw未満））のうち、大臣（知事）配分資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3		R11年度まで	
	25項2号	バイオマス（木竹等）（10,000kw以上20,000kw未満）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	6/7（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項2号	バイオマス（木竹等）（10,000kw以上20,000kw未満）のうち大臣（知事）配分資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	6/7		R11年度まで	
	25項3号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））	R6.4.1～R8.3.31	3年間	3/4（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項3号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））のうち、大臣（知事）配分資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	3/4		R11年度まで	
	25項4号	再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））	R6.4.1～R8.3.31	3年間	1/2（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項4号	再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））のうち、大臣（知事）配分資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	1/2		R11年度まで	
	旧25項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3（参酌）	R6改正法20⑤	R9年度まで	わがまち
	旧25項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））のうち、大臣（知事）配分資産	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3	R6改正法20⑤	R9年度まで	
	旧25項2号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））	R2.4.1～R6.3.31	3年間	3/4（参酌）	R6改正法20⑤	R9年度まで	わがまち
	旧25項2号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））のうち、大臣（知事）配分資産	R2.4.1～R6.3.31	3年間	3/4	R6改正法20⑤	R9年度まで	
	旧25項3号	再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2（参酌）	R6改正法20⑤	R9年度まで	わがまち
	旧25項3号	再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））のうち、大臣（知事）配分資産	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2	R6改正法20⑤	R9年度まで	
	26項	鉄道耐震補強設備	R5.4.1～R7.3.31	5年間	2/3		R12年度まで	
	旧27項	鉄道耐震補強設備	H25.4.1～R5.3.31	5年間	2/3	R5改正法16⑧	R10年度まで	
	27項	特定貨物取扱埠頭の港湾施設	H25.12.1～R7.3.31	10年間	2/3		R17年度まで	
	28項	浸水防止用設備	H29.4.1～R8.3.31	5年間	2/3（参酌）		R13年度まで	わがまち
	28項	浸水防止用設備（大臣（知事）配分資産）	H29.4.1～R8.3.31	5年間	2/3		R13年度まで	
	29項1号	特別特定技術基準施設の耐震化（南トラ、首都直下）	H30.4.1～R8.3.31	5年間	1/2		R13年度まで	
	29項2号	特別特定技術基準施設の耐震化	H30.4.1～R8.3.31	5年間	5/6		R13年度まで	
	30項1号	無電柱化（電柱新設禁止区域）	H31.4.1～R7.3.31	4年間	1/2		R11年度まで	
	30項2号	無電柱化（輸送計画道路下）	H31.4.1～R7.3.31	4年間	3/4		R11年度まで	
	33項	帰還環境整備推進法人	R3.4.1～R7.3.31	5年間	1/3		R12年度まで	
	旧43項	帰還環境整備推進法人	H31.4.1～R3.3.31	5年間	1/3	R3改正法12⑧	R8年度まで	
	34項	地域福利増進事業	R4.4.1～R7.3.31	4年間	2/3		R11年度まで	
	34項	地域福利増進事業（特定区域内）	R4.4.1～R7.3.31	4年間	3/4		R11年度まで	
	35項	農業協同組合等共同利用機械	R2.4.1～R7.3.31	3年間	1/2		R10年度まで	
	36項	認定就農者	R4.4.1～R8.3.31	5年間	2/3		R13年度まで	
	38項	一体型滞在快適性等向上事業	R6.4.1～R8.3.31	5年間	1/2（参酌）		R13年度まで	わがまち
	38項	一体型滞在快適性等向上事業（大臣（知事）配分資産）	R6.4.1～R8.3.31	5年間	1/2		R13年度まで	
	旧39項	一体型滞在快適性等向上事業	R2.9.7～R6.3.31	5年間	1/2	R6改正法20⑦	R11年度まで	
	39項	ローカル5G	R2.8.31～R7.3.31	3年間	1/2		R10年度まで	
	40項	シェアサイクルポート	R3.4.1～R7.3.31	3年間	3/4		R10年度まで	
	41項	雨水貯留浸透施設	R3.5.10～R9.3.31	3年間	1/3（参酌）		R12年度まで	わがまち
	41項	雨水貯留浸透施設（大臣（知事）配分資産）	R3.5.10～R9.3.31	3年間	1/3		R12年度まで	
	43項	カーボンニュートラルポート	R4.4.1～R7.3.31	3年間	2/3		R10年度まで	
	44項	先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2		R11年度まで	
	44項	先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）（員上げ目標設定の場合）	R5.4.1～R7.3.31	5年間	1/3		R11年度まで	
	44項	先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）（員上げ目標設定の場合）	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3		R11年度まで	
	45項	道路運送高度化事業	R5.4.1～R10.3.31	5年間	1/3		R15年度まで	
旧1項	旧1項	貨物運送設備	R2.4.1～R4.3.31	5年間	2/3	R4改正法13③	R9年度まで	
	旧1項	貨物運送設備（小規模総合効率化事業者）	R2.4.1～R4.3.31	5年間	3/5	R4改正法13③	R9年度まで	
	旧3項	公害防止設備	H15.2.15～H24.3.31	期限なし	1/3	H24改正法8④		
	旧4項1号	公害防止設備 廃プラ、廃油	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	2/3	H22改正法11④		
	旧4項2号	公害防止設備 畜産汚水処理	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	3/4	H22改正法11④		
	旧4項3号	公害防止設備 地下水浄化	H18.4.1～H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11⑤		
	旧4項1号	公害防止設備 廃プラ、廃油	H18.4.1～H22.3.31	期限なし	2/3	H20改正法10⑦		
	旧4項1号	公害防止設備 廃プラ焼却施設等	H18.4.1～H22.3.31	期限なし	3/4	H20改正法10⑦		
	旧4項2号	公害防止設備 畜産汚水処理	H16.4.1～H20.3.31	期限なし	2/3	H20改正法10⑧		
	旧6項1号	公害防止設備	H18.3.31以前	期限なし	1/2	H18改正法13⑩		
	旧6項1号	公害防止設備 自動車等破砕装置	H18.3.31以前	期限なし	2/3	H18改正法13⑩		
	旧6項3号	公害防止設備 地下水浄化、土壌浄化等	H18.3.31以前	期限なし	1/3	H18改正法13⑩		
	旧6項2号	公害防止設備 畜産汚水処理	H16.3.31以前	期限なし	1/3	H16改正法10⑩		
	旧6項	公害防止設備	H14.3.31以前	期限なし	1/3	H14改正法5⑬		
	旧6項	公害防止設備（省令で定める施設）	H14.3.31以前	期限なし	2/3	H14改正法5⑬		
	旧5項	公共危害防止構築物	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	3/5	H22改正法11⑥		
	旧5項	公共危害防止構築物	H18.4.1～H20.3.31	期限なし	3/5	H20改正法10⑨		
	旧7項	公共危害防止構築物	H16.4.1～H18.3.31	期限なし	3/5	H18改正法13⑫		
	旧7項	公共危害防止構築物	H14.4.1～H16.3.31	期限なし	1/2	H16改正法10⑫		
	旧7項	公共危害防止構築物	H12.4.1～H14.3.31	期限なし	1/3	H14改正法5⑭		
	旧7項	公共危害防止構築物	H9.1.2～H12.3.31	期限なし	1/3	H12改正法7⑥		
	旧7項	公共危害防止構築物	H9.1.1以前	期限なし	1/3	H9改正法9⑤		
	(旧348②)	火薬類取締法等公共危害防止構築物	H9.1.1以前	期限なし	非課税	H9改正法9②		
	(旧348②)	高圧ガス等公共危害防止構築物	H8.1.1以前	期限なし	非課税	H8改正法6②		
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	2/3	H22改正法11⑦		
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設	H18.4.1～H20.3.31	期限なし	2/3	H20改正法10⑩		
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設（ <i>ダ</i> イオキシ・VOC）	H18.4.1～H20.3.31	期限なし	1/2	H20改正法10⑩		

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和6年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附則15	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	H17.6.1～H18.3.31	期限なし	2/3	H18改正法13 ^⑬	R9年度まで R9年度まで	わがまち わがまち
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（ダクト・VOC）	H17.6.1～H18.3.31	期限なし	1/2	H18改正法13 ^⑬		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	H14.4.1～H17.5.31	期限なし	2/3	H17改正法7 ^⑬		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（ダイオキシン）	H14.4.1～H17.5.31	期限なし	1/2	H17改正法7 ^⑬		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	S62.4.1～H14.3.31	期限なし	1/2	H14改正法5 ^⑮		
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（下水道除害）	S62.4.1～H14.3.31	期限なし	2/3	H14改正法5 ^⑮		
	旧7項	産業廃棄物焼却施設	H18.4.1～H22.3.31	期限なし	2/3	H22改正法11 ^⑮		
	旧9項	産業廃棄物焼却施設	H16.4.1～H18.3.31	期限なし	2/3	H18改正法13 ^⑭		
	旧9項	産業廃棄物焼却施設	H4.7.4～H16.3.31	期限なし	2/3	H16改正法10 ^⑮		
	旧9項2号	一般粉じん処理施設	H14.4.1～H16.3.31	期限なし	5/6	H16改正法10 ^⑮		
	旧9項	一般粉じん処理施設	H14.3.31以前	期限なし	2/3	H14改正法5 ^⑮		
	旧8項	雨水貯留浸透施設	H30.4.1～R3.3.31	期限なし	3/4（参酌）	R3改正法12 ^②		
	旧8項	雨水貯留浸透施設（大臣（知事）配分資産）	H30.4.1～R3.3.31	期限なし	3/4	R3改正法12 ^②		
	旧8項	雨水貯留浸透施設	H24.4.1～H30.3.31	期限なし	2/3（参酌）	H30改正法20 ^③		
	旧12項	雨水貯留浸透施設	H22.4.1～H24.3.31	期限なし	2/3	H24改正法8 ^⑥		
	旧22項	雨水貯留浸透施設	H15.5.15～H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11 ^⑮		
	旧14項	国際電信電話株式会社	H4.3.31以前	期限なし	3/5	H5改正法7 ^③		
	旧13項	国際電信電話株式会社	H2.3.31以前	期限なし	1/2	H3改正法8 ^⑥		
	旧14項	新造車両（総合効率化事業者）	R2.4.1～R4.3.31	5年間	2/3	R4改正法13 ^⑥		
	旧14項	新造車両（小規模総合効率化事業者）	R2.4.1～R4.3.31	5年間	3/5	R4改正法13 ^⑥		
	旧15項	地方卸売市場	H3.1.1以前	期限なし	4/5	H4改正法8 ^⑥		
	旧15項	地方卸売市場	S64.1.1以前	期限なし	3/4	H2改正法6 ^⑨		
	旧17項	特定地方交通線（立体交差化施設）	S62.3.31以前	5年後期限なし	1/6	H3改正法8 ^⑦		
	旧17項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第19項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H3改正法8 ^⑦		
	旧17項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第20項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H3改正法8 ^⑦		
	旧19項	特定地方交通線（立体交差化施設）	S62.3.31以前	5年後期限なし	1/6	H61改正法3 ^⑫		
	旧19項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第19項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H61改正法3 ^⑫		
	旧19項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第20項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H61改正法3 ^⑫		
	旧19項	指定法人等の大規模外資埠頭	H10.3.31以前	期限なし	1/2	H10改正法6 ^⑨		
	旧20項	水力発電施設の魚道	H16.4.1～H18.3.31	期限なし	2/3	H18改正法13 ^⑨		
	(旧348 ^②)	水力発電施設の魚道	H16.3.31以前	期限なし	非課税	H16改正法10 ^⑩		
	旧20項	スーパー中樞港湾	H23.12.15～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12 ^⑦		
	旧35項	スーパー中樞港湾	H23.12.14以前	期限なし	1/2	H23改正法7 ^⑤		
	旧21項	PFI国立大学校舎	H16.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14 ^⑪		
	旧27項	指定会社等の特定用途港湾施設	H22.4.1～H26.3.31	10年間	1/2	H26改正法12 ^⑧		
	旧29項	特定鉄道事業 旧交納付金法附則 ^⑪	H21.3.31以前	期限なし	—	H21改正法8 ^⑦		
	旧31項	熱電併給型動力発生装置	H31.4.1～R3.3.31	3年間	11/12	R3改正法12 ^⑥		
	旧32項	特定事業所内保育施設	H29.4.1～R6.3.31	5年間	1/2（参酌）	R6改正法20 ^⑥		
	旧32項	特定事業所内保育施設（大臣（知事）配分資産）	H29.4.1～R6.3.31	5年間	1/2	R6改正法20 ^⑥		
	旧33項	特定事業所内保育施設	H29.4.1～R5.3.31	5年間	1/2（参酌）	R5改正法16 ^⑨		
	旧33項	特定事業所内保育施設（大臣（知事）配分資産）	H29.4.1～R5.3.31	5年間	1/2	R5改正法16 ^⑨		
	旧36項	PFI公共荷さばき施設等	H14.4.1～H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11 ^⑨		
	旧36項	対象特定電気通信設備	H30.4.1～R4.3.31	3年間	3/4	R4改正法13 ^⑦		
	旧37項	PFI廃棄物処理施設	H15.4.1～H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11 ^⑩		
	旧37項	PFI廃棄物処理施設（3項との連乗）	H15.4.1～H22.3.31	期限なし	1/4	H22改正法11 ^⑩		
	旧37項	立地誘導促進施設（立地誘導促進施設協定の有効期間が5年以上のもの）	H30.7.1～R4.3.31	3年間	2/3	R4改正法13 ^⑧		
	旧37項	立地誘導促進施設（立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上のもの）	H30.7.1～R4.3.31	5年間	2/3	R4改正法13 ^⑧		
	旧40項	認定誘導事業により取得した公共施設等	H28.4.1～R2.3.31	5年間	4/5（参酌）	R2改正法14 ^⑪		
	旧41項	先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）	H30.6.6～R3.3.31	3年間	零～1/2	R3改正法12 ^⑦		
附15/2	1項	旧交納付金法附則 ^⑪ 立体交差化施設	S62.3.31以前	期限なし	1/3		R8年度まで R8年度まで	
	2項	JR北海道・四国に係る特例（JR北海道・四国、指定法人のみ）	S62.4.1以降	R8年度まで	1/2			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線構築物	H21.4.1以降	5年間	1/6			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線構築物	H21.4.1以降	その後5年間	1/3			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線立体交差化施設	H21.4.1以降	5年間	1/12			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線立体交差化施設	H21.4.1以降	その後5年間	1/6			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新幹線鉄軌道用資産	H21.4.1以降	5年間	1/12			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新幹線鉄軌道用資産		その後5年間	1/6			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設		期限なし	1/12			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設		5年間	1/36			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設		その後5年間	1/18			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設		5年間	1/72			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設		その後期限なし	1/36			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設	H16.4.1以降	5年間	1/20			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	5年間	1/3			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	その後5年間	5/12			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	5年間	1/12			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	その後5年間	1/6			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 変電所	H16.4.1以降	5年間	3/10			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新造車両	H23.7.1～H31.3.31	5年間	1/3			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新造車両	H23.7.1～H31.3.31	5年間	3/10			
	2項	JR北海道・四国に係る特例 鉄道耐震補強設備	H25.4.1～H30.3.31	5年間	1/3			
	旧2項	JR北海道・四国に係る特例 車庫構築物 立体交差化施設	H17.3.31以前	その後期限なし	1/6	H17改正法7 ^⑦		

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和6年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附15/3		承継特例	S62. 3.31以前	H28年度～R8年度まで	3／5		R8年度まで	
		承継特例 旧交納付金法附則⑪	S62. 3.31以前	H28年度～R8年度まで	－		R8年度まで	
		承継特例 J R北海道・四国に係る特例の連乗	S62. 3.31以前	H28年度～R8年度まで	3／10		R8年度まで	
		承継特例 J R北海道・四国に係る特例 旧交納付金法附則⑪	S62. 3.31以前	H28年度～R8年度まで	－		R8年度まで	
附16/2	旧11項	平成28年熊本地震 被災代替償却資産（他の償却資産の特例との連乗前）	R3.4.1～R5.3.31	4年間	1／2	R5改正法16⑩	R9年度まで	
	旧11項	阪神・淡路大震災(立体交差化施設)	H12. 3.31以前	その後期限なし	1／3	H12改正法7⑧		
附16/3	11項	平成30年7月豪雨 被災代替償却資産	R5.4.1～R7.3.31	4年間	1／2		R11年度まで	
附56	12項	東日本大震災・津波被災（他の償却資産の特例との連乗前）	H23.3.11～R8.3.31	4年間	1／2		R12年度まで	
	15項	東日本大震災・居住困難区域（他の償却資産の特例との連乗前）	H28.4.1～指定解除後3ヶ月まで	4年間	1／2		指定解除後3ヶ月後の賦課初年度から4年度まで	
附56/2	旧3項	被災代替鉄道施設等	H23.3.11～H28.3.31	その後6年間	2／3	H28改正法18⑯	R8年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線	H23.3.11～H28.3.31	その後期限なし	1／4	H28改正法18⑰		
	旧4項	被災特定地方交通線 新線構築物	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後5年間	1／6	H28改正法18⑰	R8年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 新線立体交差化施設	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後期限なし	1／12	H28改正法18⑰		
	旧4項	被災特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後5年間	5／24	H28改正法18⑰	R8年度まで	
	旧4項	被災特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後5年間	1／12	H28改正法18⑰	R8年度まで	
旧附64		先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物）	R3.4.1～R5.3.31	3年間	零～1／2	R3改正法13①	R8年度まで	わがまち
		先端設備等（構築物）	R2.4.30～R3.3.31	3年間	零～1／2	R3改正法12⑨	R6年度まで	わがまち

注：本表に記載されている旧条項（網掛け部分）は、全て経過規定による適用があるものである。
「適用対象」欄に複数の項目があるものは、各項目の連乗を示すものである。

※附則15条第41項の「特定鉄道事業 旧交納付金法附則⑪」は特定鉄道事業と法附則15条第40項（旧交納付法附則）との連乗である。

※附則15条の3第1項の「承継特例（J R貨物のみ）」は法附則第15条の2第1項（旧交納法附則）との連乗である（日本貨物鉄道株式会社のみが対象）

※附則15条の3第1項の「承継三島特例 旧交納付金法附則」は、承継特例と法附則第15条の2第1項（旧交納法附則）と法附則第15条の2第2項（三島特例）との3連乗である。